

令和 3 年  
第 11 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会



## 令和3年第11回立川市農業委員会総会日程

日時 令和3年11月25日（木）午後3時

会場 302会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
  - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第1号 相続税納税猶予に関する適格者証明書について
  - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
  - 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
- 6 閉会

令和3年第11回立川市農業委員会総会

令和3年11月25日(木)

立川市役所302会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君

次長 奥野 武司 君

係長 原島 邦雄 君

午後 2 時 5 7 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。まだ定刻より若干早いんですけれども、皆さん集まりましたので、始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

私から何点か報告などございます。

まず 1 点は、11月11日に立川市農産物品評会がありまして、私も、農業委員会としまして立会人として出席をさせていただきました。今年度は 191 点ということで、昨年より若干点数が多かったということでございます。

あと、もう 1 つは、11月17日に、ホテルエミシア東京立川で東京都農業会議の事業推進協議会などがありまして、当日、全国農業新聞の購読に関する表彰がございまして、そちらについては後ほど事務報告で局長のほうからもお話があるかと思いますが、表彰状については事務局でお預かりしているということでございますので、以上 2 点、報告させていただきました。

いよいよ今日の朝も何か、朝早く起きたら、畑がもう霜が降りていまして、今年初めてなんですかね、うちのほうは。西砂はどうですか。そんな感じで、やっと霜が降りたということで。やはり霜が降りないと、野菜がどんどん伸びて大変な状態じゃないかと思います。寒くなりましたので、風邪など引かずに農業のほうをやっていただきたいと思います。

それでは、ただいまより令和 3 年第 11 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は 9 番の岡部委員、10 番の田中委員にお願いしたいと思います。

それでは、報告事項（１）事務報告、（２）農地法第４条第１項第８号の規定による届出が２件、（３）農地法第５条第１項第７号の規定による届出が５件を、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長　それでは、まず初めに、報告事項（１）事務報告を行います。お手元にA４縦長の資料を御用意ください。

まず、１０月２８日（木）でございます。令和３年度の農業委員会会長研修会が開催をされております。

１１月１１日（木）、今、鈴木会長からも御紹介がありましたけれども、令和３年度立川市農産物品評会を、たましんR I S U R Uホールにて開催をいたしました。昨年に引き続き、ここでお客様の即売会というのは今年度も見送りとなりましたけれども、福祉との連携ですとか、また、その後、みの一れに運んで御覧いただくなど、コロナ禍ならではの取組も行いまして、無事に盛況に終了することができました。また、農業委員会の中では田中委員も昨年に引き続き受賞されております。誠にありがとうございました。

１１月１７日（水）でございます。こちらでも会長から先ほどお話をいただきましたけれども、東京都農業会議によります第２回事業推進協議会がホテルエミシア東京立川で開催をされまして、事務局が出席をしております。この協議会の席上、全国農業新聞普及推進功労農業委員会の表彰がございまして、私ども立川市農業委員会も全国農業会議所、東京都農業会議より表彰を受けてございます。皆様の日頃の御尽力ぶりに改めて感謝を申し上げたいと思います。

本委員会といたしましては、１１月１５日（月）、総会に向けました現地調査を行い、本日、２５日（木）、農業委員会の総会、そして終了後に全員協議会を開催させていただきます。

明日以降の予定でございます。

１１月２９日（月）、令和３年度農業委員会活動推進フォーラムが昭島市のK O T O R Iホールで開催予定でございます。委員の皆様、そして事務局が参加を予定しております。

12月9日（木）、認定農業者等担い手連絡会議、終了後には「食と農セミナー」がウェブ開催等で予定をされております。

12月13日（月）、地区別農業委員会職員検討会が、ここ立川市役所で開催する予定でございます。

委員会としましては、12月15日（水）、総会に向けた現地調査を行い、24日（金）午後3時より第12回総会、終了後に全員協議会を開催する予定でございます。

また、例年12月には、土地利用部会の委員の方々に農地パトロールに御協力をいただいております。こちらの報告の表の中では「12月第2週（仮）」となっておりますけれども、今年度も実施をさせていただきたく、後ほど全員協議会の中で日程調整のお願いを申し上げますので、よろしくお願いたします。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第8号の規定による届出2件について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

申請人の氏名、住所、職業につきましては、記載のとおりでございます。

まず1件目。農地の所在は砂川町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は816㎡のうち419㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は一番町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は279㎡。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を併せて御参照ください。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第7号の規定による届出5件について御報告をいたします。

譲渡人・譲受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は砂川町7丁目の3筆。地目は、登記簿

上が畑、現況も畑。面積は合わせまして2, 335㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は砂川町7丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1, 193㎡。転用目的は住宅用地でございます。

なお、1件目と2件目は同一開発行為に係る届出でございます。

3件目。農地の所在は上砂町2丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は合わせまして1, 969㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目。農地の所在は栄町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は310㎡。転用目的は住宅用地でございます。

5件目。農地の所在は上砂町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は87㎡。転用目的は住宅用地でございます。

なお、この5件目でございますが、3件目の届出地2筆の間に位置する農地で、水路の跡であったものでございます。

併せて周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問などがありましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないようでありましたら、報告事項についてはこれで終了をさせていただきます。

次に、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、2件を議題に呈します。

それでは、事務局より議案第1号の1の説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について御説明いたします。

議案第1号の1、農地相続人等の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を11月15日、申請者立会いの下、会長、鳴島委員、島田加美委員、内野委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は砂川町8丁目の1筆、上砂町5丁目の5筆になります。略図1-1を御覧ください。略図1-1は武蔵砂川駅の北東に位置する農地で、樫、マテバシイなどが植え付けられておりました。略図1-2を御覧ください。略図1-2も武蔵砂川駅北口のすぐ西に位置する農地で、モミジやカリンなどが植え付けられておりました。どちらも肥培管理は良好で、境界も確認してございます。

議案第1号の1は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の1について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を鳴島委員、内野委員、島田加美委員、鈴木会長の順にお願いします。

それでは、まず初めに、鳴島委員、お願いします。

7番 1番の件ですけれども、境界線等を確認したところ、立川市のマークがついた、しっかりした境界があり、しっかり区画がされておりました。特に、息子さんも最近仕事を始めて、そのときにも一生懸命作業しておりましたので、本当にきれいな畑で問題はないと思っておりました。

議長 続きまして、内野委員、お願いします。

8番 この方は境界石も確認できましたし、肥培管理も良好で、特に問題はありませんでした。ただ、略図1-2の50のところなんですけれども、歩道のほうに花のコウテイダリアがちょっと出ていたので、そちらのほうは対策をお願いしました。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、島田加美委員、お願いします。

16番 この方のところは、本当によくやられておまして、境界石

も全て確認できました。植木の生産ということで、樫系統が多かったですね。管理のほうも良好で、よく管理されていると思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

もう今、各委員さんから報告がありましたとおりでございます。息子さんも就農されたということで、きれいに管理もされておりまして、境界石もしっかり確認をしておりましたので、何の問題もないかと思えます。

報告については以上になります。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思えます。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中をお越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人には相続税猶予制度について十分御理解いただいていると思えますが、農業委員会の総会において、その意思を改めて確認させていただきますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、相続税の猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持されなくなり、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えています。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

まず初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問させていただきます。

それでは初めに、鈴木農業経営部会長、お願いします。

17番 大変お忙しい時間帯にお越しいただきまして、ありがとうございます。

御存じでしょうけれども、納税猶予制度のことをお話しさせていただきます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 御質問ありがとうございます。

私は、先祖伝来の土地を父親、母親と、また妻と一緒に、生涯やってきました。父親は平成14年に亡くなりまして、母親は今年6月に亡くなりました。そして、今、妻と長男と3人で農作業に従事しております。

そして、私も、学校を卒業して1年間、ちょっと研修に行ってきたして、もう50年、農作業をしております。そして、農地に対する愛着はすごく持っております。

そして、私は30年か40年前、父親から経営移譲を見られて、私が主で稼がなきゃならない立場になりました。最初は本当にどうしていいか分からないし、収入もない状況でございました。そんな中で家族の支えとか愛、そしてまた、農地に対す

る私の気持ちというものが、第二の母親みたいな感じで、農産物を育ててくれるありがたみを本当に感じるようになりまして、大事にしていかなければいけないというふうに思いました。

そして、今後についても、生涯にわたり適切な肥培管理を行い、健康で終生、農作業を行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

後継者につきましては、2年前に、父親の農作業とかを見まして、もう高齢だから家に入らなきゃしょうがないなということで、家に入ることになりまして、今、一緒に、妻と3人で農作業をやっておりますけれども、私は植木のほうを主にやっていましたが、息子は都市農業ということで、野菜のほうを少しちょっと勉強して、そっちのほうもやろうかなんていうことで、試験的にそっちのほうも、ちょっと栽培している状況でございます。

まとまらなかったけれども、こんなところです。よろしくお願い致します。

17番 ありがとうございます。

まだまだ農地のほうも広くありますので、健康には留意していただいて、農業経営していただきたいと思います。ありがとうございました。

3番 本日は、お忙しい中、御苦労さま。ありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。

3番 先ほどの質問と多少重複するような内容かもしれませんが、お聞きください。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の

関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について御自身がどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人 私は、祖父や、じいさんばあさんから戦後の農地解放のことを聞きました。うちでもいろんなところに小作に出したり、貸し借りしていました。そうしたら、みんな安い価格で農地開放が行われたことも聞きまして、絶対人に貸すものではなくて自分で耕作しろと。その辺はもう、もう小さい頃から言われました。

私も小さい頃、今の日産の跡地ですね。あそこに畑がたくさんありまして、親に連れられて行った。最初はすごく嫌だったんですけども、だんだんそういう中で育った中で、親とか祖父、祖母に聞かれた中で、農地は人に貸すものではない、自分でちゃんと耕作して頑張れということで、お前は跡取りだから、この家を背負っていかなきゃ駄目なんだということ、よく言われたものでございます。

その中で、私は本当に、先ほども申し上げましたとおり、健康で終生農作業に従事したいと心に決めました。よろしく願いします。

3番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。

申請人 よろしく願いします。

3番 息子さんも就農されていますが、健康には十分留意されて、お仕事してください。

申請人 ありがとうございます。

3番 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員さんで御質問などありましたら、お願いしたいと思います。ございませんか。

15番 少しいいですか。

議長 井上委員、お願いします。

15番 納税猶予とか、そういう話ではなくて、作っていらっしゃる檜とかマテバシイのお話を、ちょっとお聞きしたいんですけども、大きさとか葉張りとかって、どういうぐらいのものがそろわれているんでしょうか。

申請人 昔は公共用緑化樹とか、そういうものを作っていたんですけども、大変それらも公共用がなくなりまして、今、都内の再開発及びアパート等の周りの植栽とか、低木なんかが結構はやってきているんですけども、私なんかがやっているのは、多種類を、マテバシイ、シラカシ、アラカシ等が主で、あと、コブシ等も作っているんですけども、結構大きさを、例えば、マンションとか高層建物だと10mぐらいの高さだと言われるんですけども、実際はそんなに大きいのはないですよ。なるべく大きくて、すらっとして、目隠し用とか、あれなんかに使うというふうに、よく言われるんですけども、そんなところで今、対応して、中には10年からかかるものもあります。

うちはもう、苗を買うんじゃなくて、自分で実生から育てています。それは何でかということ、いい苗を育てるということで、よそから買うと、やっぱり不良品が入ってくるんですよ。そうすると、いろんな面で悪い面が出てきて、自分でいい苗を育てて、それで、それを成育して、いい苗を植えるということをやっています。

15番 ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、私から申請人へお願いした

いと思います。

ただいま両部会長からの質問に、いろいろ答えていただきまして、本当にありがとうございました。この納税猶予の制度は、もうよく御存じだと思いますが、また3年に一度、現地確認をさせていただきますから、そのときにはまた立ち合っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

申請人 ありがとうございます。今後、分からないことがありましたら、いろいろと御指導願えれば幸いだと思ひます。

議長 それと、あと、本来でしたらここで、ただいま両部会長からいろいろ質問した内容を書いてある封筒を、今日お渡しすることになっていたんですけれども、今日、手違いで用意してなかったもので、後日郵送しますので、そちらの封筒を、届きましたら、もう一度御家族、特に息子さんとも見ていただいて、もう一度、この納税猶予制度というものがどういうものかということをお話で話し合ってみていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

申請人 これは回答はあるんですか。

議長 答えはないです。

申請人 ないですか。

議長 ええ。内容を見ていただければ結構でございます。

申請人 分かりました。

議長 本当に熱心に作業されていますから、くれぐれも……。

申請人 いえいえ。分からないことがたくさんあると思うので。

議長 体には気をつけて作業していただきたいと思ひます。

申請人 本当に頑張りたいたと思ひます。

議長 本日は、ありがとうございました。

局長 ありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の1、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成する委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、続きまして、議案第1号の2の説明を事務局よりお願いします。

次長 それでは、議案第1号の2、農地相続人等の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を11月15日、申請者立会いの下、会長、島田加美委員、嶋田貞芳委員、嶋島委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は一番町4丁目の2筆になります。略図2を御覧ください。略図2は、五日市街道と残堀川の交差点近くに位置する農地で、ミカンやユズなどが植え付けられておりました。農地と駐車場の境にある門扉を固定するコンクリートがわずかに農地にかかっておりましたが、車両の進入路に当たり、かつ必要最低限であると判断し、農地として取り扱うものとしております。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

議案第1号の2は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を島田加美委員、嶋田貞芳委員、嶋島委員、鈴木会長の順でお願いいたします。

それでは初めに、島田加美委員、お願いします。

16番 この方のところは五日市街道沿いの自宅の前の農地です。生產品といたしましては、柿、ミカン、梅等、また、露地にはダイコン、あるいは、カブ、コカブというふうなものが生産されておりました。

ハウスが1棟ございましたが、まだ何もそこでは作っておりません。

それと、境界石はプラぐいと石とで確認できました。また、先ほど言われました門扉に関しましては、そのときには場所を移らせていただくということで伝えてあります。

以上、よく管理されていますので、特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、嶋田貞芳委員、お願いします。

6 番 この方は果樹を中心に生産をされている方でした。この場所もミカン等が植え付けられていまして、肥培管理はよかったと思います。境界のほうも確認できました。

あと、事務局、島田委員のほうから説明があったように、一部に門扉の基礎が若干農地のほうにかかっているような状況でしたけれども、一応それは御指摘をさせていただきまして、改善のほうをしていただく方向で検討してもらおうことになっております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、鳴島委員、お願いします。

7 番 境界ぐい等については確認させていただきまして、問題がないということですが、基本的に、ミカンがやはり植わってまして、それ以外のものがちょっとどうなのかなと、確認がちょっとできなかったんですけれども、柵の部分で問題があるという話はあったんですが、そこら辺は今回確認ということで、問題がないということでしょうでしょうかね。これがちょっと気になったところなんですけれども。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今、各委員さんからも報告がありましたように、非常にきれいに肥培管理がされております。特に、この方はミカンがたくさん植わってまして、管理もよくて、当日行ったら、ミカンがよくなっていまして、そろいがよかったですね。ミカンを食べさせてもらったのも、非常に甘くて、非常においしかったですね。なので、それだけ日当たりもすごくよくて、よく管理がされているということだと思います。

それとあと、若干、ほんのちょっとなんですね。門があつて、そのコンクリが、ちょっとかかっているということで、今回、少しのところなので、今回はこれで見たんですけれども、できたら、このコンクリも、ほんの少しでもやはり、できたらこれを撤去してもらいたいという話をしておきましたので、そのほかは本当に問題はないかと思ひます。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問等がありましたらお願いしたいと思ひます。

1 2 番 図面のほうは3つに分かれていますけれども、2筆ですね、これ。どういうふうな2筆なんですか。

係長 筆境ということでの斜線ではございませんので。

1 2 番 ああ。そういうことなんだ。

係長 申し訳ございません。

1 2 番 ほとんど横だったので。

議長 要は、幅が広いからそのように線を引いたということで、よろしいでしょうか。

1 2 番 分かりました。

議長 そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思ひます。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 先日は、どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

申請人 こんにちは。よろしくお願ひします。

議長 申請人の方には、相続税猶予制度については十分理解していただいていると思ひますが、農業委員会の総会において、その意思を改めて確認させていただきたいと思ひますので、御協力、お願いしたいと思ひます。

農業委員会としましては、相続税の納税猶予制度が正しく運

用されなければ、その制度そのものが維持できなくなります。立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問させていただきますので、お願いしたいと思います。

それでは、鈴木農業経営部会長、お願いします。

17番 こんにちは。大変お忙しい時期に、貴重なお時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

私のほうからも質問と確認事項がありますので、お答え願いたいと思います。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 鈴木さん、御質問ありがとうございます。

1点目の、生涯にわたる継続の意思についてですけれども、はい。健康に留意しながら、できる限り続けていくつもりで今日も参りました。

会社勤めをしていたんですけれども、その後、父の手伝いを

してまいりました。技術的にも経験的にも分からないことばかりで本当にお恥ずかしいんですけども、父の思いや背中を見てまいりましたので、これからは私なりに、できる限りのやり方で、近隣の方々に喜ばれる、父が目指していた農業経営を、これからも私自身も思いをつないでいけたらと、目指していきたいと思っています。手短だったんですけども。

協力、支援ということで、父が割と突然だったもので、なかなかバトンがうまく渡っていない限りなんですが、協力、支援としましては、今、現況、母も高齢なんですけれども、長年の経験が母なりにございます。体もそんなにぴんぴんしているほうではないんですけども、しっかりと私のこと、畑のことを見据えて、現在も有識を生かしてくれています。私自身に息子がおりますが、まだ未成年ですので、これからの社会経験を踏まえさせ、そして、将来の経営に携わってくれることを切に期待している状況です。

御心配いただいているように、当面の間は、私は妹がいるんですけれども、妹や、おじなどの協力を得て、そして何よりも、このように集まっていたいただいているような皆様、農業委員の皆様のお指導を、ぜひいただきながら農業経営を継続していくつもりですので、どうぞよろしく願いいたします。

以上のように……、すみません、頭が真っ白になってしまったもので、メモを見させていただきました。本当に失礼をしていると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

17番 ありがとうございます。私のほうも、ひな形を見ながら読んでいたので……。

研修等も昔、一緒にさせていただきましたので、長いお付き合いになっておりますけれども、これからも、大変だと思いませんけれども、また、農地のほうも広いので、健康には留意していただいて農業経営していただきたいと思います。本日はありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。

3 番 午後のお忙しい時間、お越しいただき、ありがとうございます。  
ます。

では、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作する必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りをを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納税することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について申請者御自身がどのように関わっていくかをお聞かせください。

申請人 もう本当に、さっきお話ししましたように、技術的にも経験的にも本当に満たないので、とても大きなことは言えないので、率直な言葉で今日は語らせていただきます。

当面は私自身、そして、見守ってくれる、手伝ってくれる家族と共に特例農地としての経営を、皆様方にいろいろ御指導いただきながら、しっかりと考えて維持、管理できるように努めていくつもりです。が、今、粕谷さんのお話にもあったように、いろいろ厳しい局面も想定されます。農地としての機能と存続を考え、万が一の状況によっては、よってはいつか、本当に予期せぬことに見舞われた際には、能力のあるような方に耕作をお願いしていくことになるかもしれません。そのときは農業委員の皆様、そして委員会事務局の方々にいろいろ御相談をしたいと思いますので、このような、本当に気持ちばかりのお話で、本日は申し訳ないんですけども、相続が起きてからの精

いっぱいの気持ちを今日は率直に語らせていただきました。よろしくをお願いします。

3 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくお願いたします。

なかなか慣れない仕事で大変でしょうが、ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。

申請人 ありがとうございます。

議長 ほかの委員さんで御質問等がありましたら、お願いしたいと思えます。

2 番 質問じゃないです。こういう場所に来て、これだけのメンバーがいたら、それは上がるのは当たり前ですけども、自分も申請人のところはいろいろ見させてもらって、砂川でも立川でも、あれだけミカンをやっているうちはないので、みの一れなんかでも、やっぱり申請人のミカンは結構味がいいということなので、あんまり気にしないで、妹さんも一生懸命やっていますので、そんなに気張らないでやってくれば、周りに教えてくれる人がいるので、気楽に農業をやっていただければいいと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

そのほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、私から申請人にお願ひ等がありますので、よろしくをお願いします。

ただいま両部会長からいろいろと御質問していただきまして、また、お答えいただきまして、ありがとうございました。

相続税猶予制度は国の制度でございます。3年に一度、税務署から報告などの用紙が来ます。農業委員会としましても、そ

のときに事前に現地調査に伺いますので、そのときには、また立ち会っていただきたいと思います。そこで、やはり肥培管理がしっかりできているかどうかという調査もしますので、それを調査して、肥培管理ができていれば証明書を発行できるというような形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日、両部会長から質問があった内容の書いてある封筒を、本来でしたらここでお渡しするところなんですけれども、今日、その封筒がないので、後日郵送でお送りさせていただきます。その内容を、また届きましたら御家族、また、妹さん等に見ていただいて、相続税猶予制度というものはこういうものだということで、皆さんで御理解していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

申請人のところは土地も広いですから、とにかく体には気をつけていただきたいと思います。

本日は、ありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の2、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、4件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明いたします。

現地調査を11月15日、申請者、会長、金子委員、嶋田貞芳委員、粕谷委員、高杉委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

議案第2号の1、特例農地は幸町1丁目の12筆になります。

略図 1 - 1 を御覧ください。略図 1 - 1 は、モノレール泉体育館駅の東、すずかけ通りから南に延びる広大な農地で、多品種の植木が生産されておりました。略図 1 - 2 を御覧ください。略図 1 - 2 は、五日市街道、砂川八番交番前交差点に面する自宅の南に位置する農地で、こちらも非常に多品種の植木が生産されておりました。どちらの境界も確認でき、肥培管理も良好でした。

続いて、議案第 2 号の 2、特例農地は西砂町 1 丁目の 1 筆となります。略図 2 を御覧ください。略図 2 は、西武立川駅北口から程ないところに位置する農地で、ダイコンやニンジン等が植え付けられておりました。伸び放題ではありませんが、作付されている周囲は草が生えているような状態でしたが、収穫後に適宜耕うんしていくとのことでしたので、適切に進めるよう指導してございます。

続いて、議案第 2 号の 3、特例農地は西砂町 6 丁目の 1 筆となります。略図 3 を御覧ください。略図 3 は、市役所西部連絡所の近く、北東に位置する農地で、菊などの花卉のほか、ネギなどが植え付けられておりました。生産物は主に自家消費とのことでございます。境界も確認してございます。

議案第 2 号の 4、特例農地は栄町 2 丁目の 3 筆となります。略図 4 を御覧ください。略図 4 は、立川通りと高木通りの間に位置する農地で、トマトやネギのほか、花卉が植え付けられておりました。一部、農機具などが置かれたままの状態でしたので、片づけていただくよう依頼いたしました。また、特例適用農地ではありませんが、南側の農地の草が伸びておりましたので、早めに対処されるよう依頼いたしました。

議案第 2 号は以上でございます。

議長            ありがとうございます。

議案第 2 号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を、1 番を金子委員、2 番を嶋田貞芳委員、3 番を粕谷委員、4 番を高杉委員の順にお願いしたいと思います。

それでは初めに、金子委員、お願いします。

2 番 それでは、説明します。

この方は、本当に広大な農地なんですけれども、本当に肥培管理はちゃんとしっかりしてしまして、境界線も全部確認ができました。問題はないと思います。

ちょっとこれは余談ですけれども、ここは作業車が入るのに鉄板を敷いてあるんですけれども、最近、鉄板が盗まれるということで、簡易的にではありますけれども、若干、本当はつないではいけないんですけれども、盗まれないように入り口のところは何か所か溶接してありました。ただ、これは簡易溶接なので、すぐ取れますけれども。本当に最近、盗まれるのが多くて、隣の家では100枚ぐらい夜中に盗まれたと。そういうことなので、それはちょっと認めてほしいなということをしていました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、嶋田貞芳委員、お願いします。

6 番 この農地ですけれども、何回かパトロールに該当したところらしいですけれども、当日、調査に行ったときには、先ほど来、事務局から説明があったように、ダイコン、ニンジン、あと、ニンクが作付をしてありまして、そのほかにサツマイモ、ジャガイモ等が作付が終わって、今、片づけをしているということで、若干説明があったように草が目立つのかなということでしたけれども、順次、収穫が終わったところは、トラクターなりということで、手を入れてもらえるということになります。

それと、北側の道路のところで一部、境界石が見つからなかったんですけれども、これについては今回の特例生産緑地の申請のときに、測量屋さんのほうに依頼はしてあるんですけども、まだやってくれていないというような説明だったので、順次やってもらえると思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷委員、お願いします。

3 番 この方は、お勤めをしている方で、住所を見てお分かりのとおり、市外からこの場所まで通って農作業されております。

畑のほうは、先ほど説明があったネギのほかにも、柿とか栗とか、自家用の分で数本植えてありました。これはきれいに剪定してありました。

あと、少し草のあるところもあったんですが、今、除草中ということで、少し除草した草が小山になって置いてあったので、これは後で穴に埋めるなりなんなり、処分するように指導しておきました。

それ以外のところは耕うんしてあり、あと、境界も全て、境界石も確認できましたので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、高杉委員、お願いします。

1 2 番 この方の農地は、先ほど事務局のほうで言われましたけれども、トマト、ネギ、あと、そのほか、ブロッコリー、ニンニク、菊のほか、細かい草花なんかもありました。

やはり畑が結構あるので、全体的にちょっと草があり、それはおいおい片づけていただけるように伝えておきました。

あと、南側に、生産緑地ではないんですけども、宅地化農地があり、そこは草が結構生えていましたので、早めの対処をお願いします。

図面を見ていただくと、ちょっとコの字型に少し欠けているところがあるんですけども、これは家墓の跡でございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

私のほうから、2番の方ですね。先ほど報告がありました。私も、この方のところは何度も指導に伺いまして、また今回どうなのかなと、ちょっと恐る恐る行ったところなんですけど、以前行ったときには、もう作物が見えないほど草があったとか、

そういうときがあったんですけれども、今回そういうこともなく、作物もしっかり見えて、収穫もしているところでして、また、トラクターも、草が生えているところ、途中までは耕しておりましたので、また今後順次、草のほうもトラクターで耕すということで、今回は問題がないのかなということでございました。

私からは以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問があったらお願いしたいと思います。

- 2 番 すみません。余計なことかもしれませんが、今、会長のほうから言われた2番の問題なんですけれども、確かに、そういうふうに、きれいになっているようには思えますけれども、多分、この方は作付計画を出しているんですけれども、それに準じてやっているのか。できれば今年度もそういう状態であれば、もう3年、4年、もっと長いですから、今年度ももう1回、作付計画を出していただいて、それでまた対処していくという形のほうがいいのかな。確かに草はきれいで、終わったところはうなっていくというのはあるんですけれども、自分が何回か行ったときには、やっぱり何もしないところはうなっていないので、要するに、もう1回ぐらい、文書指導じゃなくて、作付計画を出していただいて、それに準じてやってもらったほうがいいのかなと。あんまり甘くすると、また前に戻ってしまうので、もう一度出させるような形を取っていただきたいなと思います。

以上です。

- 議長 ただいま金子委員から意見等がありましたが、そのほか何かございますでしょうか。

- 1 5 番 逆に言うと、除草剤を全部使って草をなくしちゃっている生産緑地を見ますけれども、一消費者のほうから見ると、除草剤をいっぱい使ったところでできる野菜を食べたいとは、あまり思わないですね。逆に、これは京都大学なんかの先生で、草地栽培という、野菜も草の中で作るという理論もあるわけで

す。だから逆に、ただぼうぼうになっているのはいけないと。それは確かにそうなんです。雑草というのは、花が咲くまで置いておいたら、やっぱりほかに広がっちゃいますから。一回雑草が生えると、15年ぐらいは当然なるというふうに言われていますので、ぼうぼうになるというほどのことは、やっちゃいけないとは思いますが、草地として管理されている緑というんですかね。そういう状態であれば、いいんじゃないのかなというふうには私は考えます。

2 番 それはそれで、草生栽培、草の中でという栽培方法は分かるんですけども、あくまで立川市が、このところは生産緑地という指定があるので、そうじゃない場所でやる場合にはいいですよ。都市化農地じゃなければ、それはできるんですけども、その中で生産緑地、生産をするということで、一応税金だとか、相続のほうで安くさせているので、その方向性が見えないと。

草は出ます。うなっても。ただ、それは今、花が咲くとかじゃなくて、草は出てもしようがないですけども、それをちゃんと管理しているという方向性が出れば、それが多少あっても構いませんけれども、何年もその状態が続いているので。

だから、認めないわけではないですけども、栽培、だから、これからどうしていくかって、やっぱりそういうのは欲しいなというのが。口約束は、ずっとやってきたんですよ。ただ、計画を出してもらって、そのとおりにやれというのは無理かもしれませんが、ある程度締めを、そういうことをしておかないと、またたがが外れるのでということです。

以上です。

議長 井上委員、よろしいでしょうか。

15 番 その意見で、別に反対しているわけではないです。それは、うわさで聞いていますので。

議長 今回は、この証明書を発行することとは、また違う内容だとは思いますが。ただ、金子委員が言ったのは、今までの、かなり指導する機会が多かったということで、もう1年ぐらい、そ

ういう計画書を出してもらったほうがいいんじゃないかという御意見でございます。

なので、皆さんから、ちょっとこの辺について、いかがかなと思いますので、地元の農業委員の嶋田さん、どうでしょうか。

6 番 どうすればいいですかね。

私も、今まで一番西の農業委員さんから、いろいろとうわさは聞いておりましたけれども、今、井上委員が言われたような形で、確かにそういう栽培方法だとか、そういうものは、あるのはあると思います。金子職務代理が言ったようなことも当然だと思います。

非常に難しい問題でしょうけれども、やはり僕としては、この方がやろうとしていることが、間違いじゃないというか、あってもいいのかなという気はしています。ただ、今、2人の委員の方が話していたような、一定の基準というものは設けなきゃいけないでしょうし、あと、余談ですけども、現地調査のときに農業委員さんに大分いじめられて体調を悪くしたというふうな話は、冗談半分で言っていたんですけれども、それだけ周りの方と違った栽培方法なり農業を経営していくということは、それなりにやっぱり大変なんだと思いますけれども、今言われたような形で、私が何をするのかということにもなるんですけども、今、金子委員が言われたような、職務代理が言われたような形で、そういう経緯があるのであれば、そういうことは一度お話をしに行ってきます。

以上でいいですか。

議長 それでは、どちらかだと思っんですね。今回ここでもう一度計画書を出してもらうか、もう少し経過を見ながら、もう少しして、後で計画を出してもらうか。どっちかだと思っんですね。

2 番 一応認めるけれども、そういうのを含めて認めるということで。

9 番 まだ我々は、計画表ということ自体が、多分意味が分かっていないんですよ。だから、言われても何をやるものかとい

うことだと多分思うんですよ。だから、私も今、その話は、ちょっと分かりません。それを説明してもらわないと。

議長 計画書を出してもらおう対象は、何か文書指導とか、行った方のところに計画書を出してもらって、計画どおりきれいにさせていただいて、作付もこのようにやっていきますという、そういった計画書を出してもらうんですね。文書指導の対象者に。今まではそれをやっていたんです。

計画書を出さないと、先ほど言いましたように、口約束だと、言った言わないということがありますので、やはりしっかり書面で計画書を出して、いつまでにきれいにするとか、そういうことを計画してもらおうということの約束の計画書です。

2 番 結局、植木屋さんの計画書というのは、そういうのは文書指導になったところは順次、その1年間の間、ああ、これは特定生産緑地に入るといったことだったから、順次その時期までにやってくださいというのを計画を出してもらった。多分、野菜屋さんでそうなった場合の計画書って、1年間の年次計画で、春から、何月から何月までここを使ってどういうものを作るとか、次は次で、それは何月からというような計画を出してくださいということだったんですよ。

一回出ているんですけれども、そのとおりに行ってはいないけれども、一応そういうものは欲しいなということです。

9 番 分かりました。

議長 よろしいでしょうか。

ただ、今すぐ計画書を出すとかじゃないということですね。なので、今後こういう……。

15 番 そういう話が出たよという……。

2 番 ということですか。

議長 ということで御理解いただくというような形で、よろしいでしょうか。

6 番 今後としてね。

議長 はい。

6 番 今のを維持してくださいということで。

議長 ということ、今後、嶋田委員さんには、またよく経過のほうを観察していただきたいと思います。なかなか地元の委員さんは大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、1件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明につきまして御報告いたします。

議案第3号、土地の表示は若葉町3丁目の4筆となります。面積は合わせまして1, 557㎡、申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

この件に関しては私のほうで確認しましたので、説明をさせていただきます。

こちらの方は植木を生産している方で、非常に熱心に農業をされております。

植木のほうは東京都の委託苗木、また、あと地元の植木業者のほうに出荷生産をしております。非常に日頃からきれいに肥培管理もされておりますので、この方について、主たる従事者の証明書について問題ないかと思ひます。

私からの説明は以上になります。

ただいまの件につきまして、質問がありましたらお願ひしたいと思ひます。ありませんね。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、その他ということで、事務局から何かございますか。よろしいですか。

次長 いえ、特段ございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了いたします。

次回の農業委員会の総会は、12月24日金曜日、午後3時から208・209会議室で行います。よろしく申し上げます。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後4時11分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員